

## 消費者委員会の下部組織に関するアンケート（集計結果）

第4回参与会における下部組織に関する議論を踏まえ、今後の議論の参考とするため、参与の方々にアンケートを行いました。その結果の概要は以下のとおりとなっています。

Q1 総論として、消費者委員会の下部組織（部会、小委員会、専門調査会等）について、消費者委員会委員が議決権を有する座長（仮称）として参加することについて、どのようにお考えでしょうか。

賛成である。 **3名**

反対である。 **5名**

（このうち1名は、次のような意見）  
・ほかに人材がいなければ座長を兼ねることもありうる。

その他 **1名**

・基本は ですが、改組される旧国生審の組織如何では一部 もありうる。

Q2 消費者委員会の下部組織（部会、小委員会、専門調査会等）について、消費者委員会委員が議決権を有する座長代理（仮称）・議決権を有する本メンバー（仮称）として参加することについて、どのようにお考えでしょうか。

賛成である。 **3名**

反対である。 **5名**

その他 **1名**

・基本的に ですが、消費者の意見を反映する環境整備をすること。

Q3 消費者委員会の下部組織（部会、小委員会、専門調査会等）について、消費者委員会委員が議決権を有しないオブザーバー（ ）として参加することについて、どのようにお考えでしょうか。

賛成である。 **8名**

反対である。

その他 1名

・下部組織のメンバーには議決権がないことにすべきで、議決権があるかのような質問は答えられない。その点を踏まえ、オブザーバーとしての参加には賛成。食品安全委員会の審議体制を参考にしつつ、日程情報の提供と資料の事前配布は実施すべき。

Q4 8月3日の参与会においては、2層構造とするか、3層構造とするか、部会形式にするかはともかくとして、審議事項を7つにグルーピングすることには異論はなかったかと思えます。その前提の下で、仮に、貴参与が、消費者委員会委員に就任された場合に、消費者委員会の下部組織（部会、小委員会、専門調査会）について、どの部門にどのような形態で参加されるご意向がございましたか。参加のご意向がある項目に 印をご記入ください。ご意向がない場合には、×印をご記入ください。

	座長 (仮称)	座長代理 (仮称)	本メンバー (仮称)	オブザーバー
総合企画			1名	5名
消費者安全			1名	4名
消費者取引			1名	4名
物価			1名	4名
表示対策	1名		1名	4名
食品表示	1名	1名	2名	5名
新開発食品	1名	1名	1名	5名

\* (中村参与)

現段階では、回答を保留します。

みなさん、実情を知った上で回答されているのでしょうか？

第3回参与会でも申し上げましたが、関係する多数の審議会の現状をもっと知るべきです。その上で意見を求めるべきです。

Q5 8月3日の第4回消費者委員会設立準備参与会において、消費者委員会は下部組織の調査審議には主体的に関与せず、むしろ委員会本体において、下部組織から報告を受け、自ら調査審議の上、議決を行うという方式が良いのではないかとのご意見がございました。

(1) このように、本委員会中心とした場合には、別添の各省庁における審議状況を踏まえると、委員会本体を相当頻度で開催しなければならないと予想されます。効率的に本委員会を運営することと、本委員会を形骸化しないこととを両立するためには、どのような工夫をすべきとお考えでしょうか。

ご回答

(池田参与)

年間開催スケジュールを確定させる。弊社の取締役会の場合、10～11月に翌年のスケジュールを確定し、通知している。(毎月1回) 下部組織の審議も上記スケジュールを勘案して行う。但し、緊急時は別である。

(櫻井参与)

審議会審議を効率化することで回数・時間を減らすこと。

(佐野参与)

質問の中に一部認識の違いがあり、消費者委員会の審議体制のあり方の検討に大きな影響を与えてしまいます。

Q1の「議決権を有する座長」、Q2の「議決権を有する座長代理」「議決権を有する本メンバー」、Q3の「議決権を有しないオブザーバー」等の言葉は、委員会の下部組織のメンバーにもそもそも議決権があるかのような認識を与えます。またQ4には8月3日の参与会での話として、「2層構造とするか、3層構造とするか、部会形式にするかはともかくとして、審議事項を7つにグルーピングすることには異論がなかった」、さらにQ5では、「消費者委員会は下部組織の調査審議には主体的に関与せず」と記載されています。

このような認識は、本当に残念であり、まったく新しい組織である消費者委員会の本質を事務方は誤解されて把握されているのではないかとまさに誤解しかねません。

第4回の参与会では、まず、消費者委員会委員のみが議決権を持つという点について4人の参与から賛同の意見があり、それに対し、反対の意見はなかったのではないのでしょうか。次いで、消費者委員会委員が部会長を兼ねるような部会方式では、消費者委員会の形骸化につながり、それは消費者委員会の機能発揮にマイナスとなるという点について同数以上の発言があったのではないのでしょうか。この点について住田参与代表も「消費者委員会委員が部会長を兼ねるのはみんな反対ですね」と総括されていたように思います。

「部会」という位置づけは、行政の“決まり”によって、委員が部会長を兼ねるという道につながることから、消費者委員会の形骸化を招く可能性があること、また、委員以外に議決権を与えるのは、消費者委員会の独立性を損なうことにつながる可能性があること、などから、この二つとも参与の間では否定する意見が多かったように思います。審議体制についても基本的には「2層構造」が提起されました。

従って、「2層構造とするか、3層構造とするか、部会形式にするかはともかくとして」というのではなく、部会形式への明確な反対が表明されたのが事実です。「審議事項を7つにグルーピングすることには異論がなかった」のではなく、そのグルーピングが適切なのかどうかまで審議が進まなかったのが事実であると理解しております。それら問題を含め継続審議になったのではないのでしょうか。また、Q5の質問中にある「消費者委員会の下部組織の調査審議には主体的に関与せず」という文言は、消費者委員会委員が下部組織の座長にならなくても十分主体的に参加できることの可能性を否定するものであり、これも当日の参与会での意見の主旨と異なる認識です。

これらの点を確認した上で、Q5の(1)については、次のように考えます。

議決権を消費者委員会委員のみに置くことと、委員会開催の頻度については直接には関係がありません。イメージを明確にするために、食品安全委員会の審議体制を消費者委員会の審議体制の参考にすべきです。

消費者委員会の開催がどのくらいの頻度になるか、それは、専門調査会(仮称)等の下部組織の数と、それらの審議予定件数、委員会の役割・機能に則した委員会のみを検討事項の数によります。仮に専門調査会(仮称)を7つ置くとしても、要は、一つ一つの専門調査会(仮称)の審議対象範囲をどこまで広げるかにあり、それに見合った事務局体制の整備にあります。審議体制のあり方が検討されつつ、事務局体制の規模すら明確になっていません。消費者の付託に応えるべく迅速・的確に消費者委員

会を運営するには、委員会と専門調査会（仮称）と事務局体制の三位一体がかなめになります。

（下谷内参与）

本委員会と下部組織の関係については、下部組織での報告書や要旨を提出していただき、本委員会ではこれらをもとに審議する。

そのためには下部組織で十分な審議が必要であり、さらに本委員会での審議に必要とあれば専門家を招致する。

下部組織の人数については今までの審議会のような人数でなく検討すべき。

本委員会の形骸化を避けるためには、下部組織に委員も参加でき（強制ではない）るように、またすべての下部組織の資料はすべて委員にも事前配布し情報の共有化が必要である。

（住田参与）

本委員会ですべて決定するというのは、机上の空論・理想論であり、実際的には、困難である。時間的・能力的にも、不可能である。

（田島参与）

消費者委員会が取り扱う事案は、多岐にわたることから、下部組織に議論を任せることが必要ではないか。消費者委員会は、消費者行政の方向性などを議論する場であってよい。

（中村参与）

基本的には、皆様の意見が妥当だと思いますが、部会の意見をそのまま全体会や総会の意見とする現状の審議会のあり方は、消費者から不満を表明する声が多いことにかんがみ、消費者委員会で消費者の意見を聴き、反映できるような諸制度を整備する必要があると思います。

たとえば、パブリックコメントで部会や小委員会のとりまとめに対して一定率以上の異論があったらそれを尊重し最終意見に反映するなど。

部会の意見をそのまま承認するような形骸化した委員会にしたのでは意味がない。

（松本参与）

下部組織と委員会において審議を完全に二重化するのではなく、下部組織において十分に議論をしてもらい、その結論について、報告書本体とは

別にわかりやすい要約を作成してもらい、委員会では要領のよい審議を行う。

情報は、下部組織のメンバーと委員が完全に共有できるようにしておき、時間の許す場合は、委員も下部組織の会議に参加するようにする。

食品安全委員会が実際にどのように運営されているのかについて、実地の調査及び食品安全委員会委員との懇談会を行うのがよい。

(2) 分野ごとに、何か工夫すべき点はないでしょうか。(例えば、特定の分野については、専門性も高いことから、下部組織にある程度判断を任せるなど)

ご回答

(池田参与)

専門性の高い分野・スピード重視の案件は下部組織で機動的に対応する。

(櫻井参与)

新開発食品は最終議決してもらい、親委員会に報告することで足りるのでは。

(佐野参与)

専門調査会(仮称)の検討で、より専門性の高い特定分野の検討については、その分野の専門家を参考人として招いた検討が求められます。あるいは別途、ワーキンググループを設置することも良いと思います。その審議結果を専門調査会(仮称)から委員会に説明してもらい、委員会で最終判断するという仕組みをとるべきです。判断・議決は委員会が行うことが前提です。

内閣総理大臣に勧告するとしても、各省庁に建議するとしても、消費者委員会独自の調査・審議にしても、消費者庁はじめ他の行政機関との情報共有化と連携が前提となる一方で、消費者委員会独自の判断と検討が求められます。そのためには、消費者行政全般に対する対応体制、特に、専門家の協力を前提とした審議体制の構築が求められます。各分野で協力してもらえる専門家の結集を消費者委員会こそ呼びかけるべきだと思います。

その審議のまとめを委員会で鋭意検討し、しかるべく判断を下す、このような審議体制が必要です。

この場合、参考人として協力願う専門家は公的機関や大学の研究者の方々に限りません。NPO、市民団体、被害者団体、消費者団体など、分野ごとに問題の解決へ向けて長年、取り組んできたこれらの方々にこそ、審議への参加を呼びかけることが重要です。

(下谷内参与)

特定の分野というのは、たとえば新開発食品部会などを考えているようだと判断すると、下部組織において専門委員・臨時委員が入ることにより、方向が決まってしまうことが考えられる。したがってある程度の判断というが、度合いが不明であり、危険性を持つと考える。判断は本委員会ですべきである。

広聴・広報、情報の収集・処理体制、地方との連携の在り方については、別途担当部署（下部組織）を設置する。そのためには事務局体制の充実が必要である。

特に、親委員会で検討する予定の地方消費者行政の在り方検討については、早急に下部組織を作るべきである。

(住田参与)

Q1, 2とも関連するが、下部組織に決定をゆだねる場合が相当あるとみられる。本委員会では、本来的にすべき任務に集中し、これまでのものの多くについては、実質的な議論と決定を部会にゆだねることが実際的である。もっとも、下部組織から、適宜、報告を受けることは必要であり、かつ、座長等責任ある立場のものが、本委員会からの消費者の視点を適切に審議に反映していくことが望まれる。

(田島参与)

新食品開発分野は、専門性が高いだけでなく、ルーチンな作業であり、下部組織に任せることが可能である。他の分野でも同様の例があるかも知れない。

(中村参与)

(1) 回答に同じ。

(松本参与)

総合企画については、法執行やメンテナンスのためのルーティンワーク的なものも一部含まれているが、設置法の附則で求められた検討事項や法改正・新法制定の提案等、消費者委員会固有の重要部分を担うことになるので、委員会本体とどのように作業を切り分けるのか、委員が兼務するのか等について、慎重に検討すべき。

下部組織として、点検・広報グループ(監視、消費者や地方とのコミュニケーション、広報を担当)を設置すべき。

消費者庁に、私的研究会をいろいろつくるのか? その場合、委員会の総合企画との関係をどのようにするのは、一つの問題。